

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年10月31日付「保医発第1031002号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、別記の項目につき検体検査実施料が平成20年11月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D006-7 WT1mRNA定量					
	サイトケラチン(CK)19mRNA	OSNA法	2000	血液 125	*1
	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	インベーター法	2000	血液 125	*2
D007 血液化学検査					
37	1,25 ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25(OH) ₂ D ₃)	ELISA法	400	生化I 144	*3

[注]

- *1: ア サイトケラチン(CK)19mRNAは、区分番号「D006-7」WT1mRNA定量に準じて算定する。
 イ サイトケラチン(CK)19mRNAは、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明かでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン(CK)19mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA(One-Step Nucleic Acid Amplification)法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。
- *2: ア UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、区分番号「D006-7」WT1mRNA定量に準じて算定する。
 イ UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーター法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- *3: 「37」の1,25ジヒドロキシビタミンD₃(1,25(OH)₂D₃)は、ラジオレセプターアッセイ法、RIA法又はELISA法により、慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症I型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合にのみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。